

資料編

糸魚川—静岡構造線断層帯（北側）の推計結果

災害廃棄物処理（風水害）

仮設トイレ等の備蓄状況

計画に使用した各種データ

環境審議会・専門部会委員名簿

用語解説

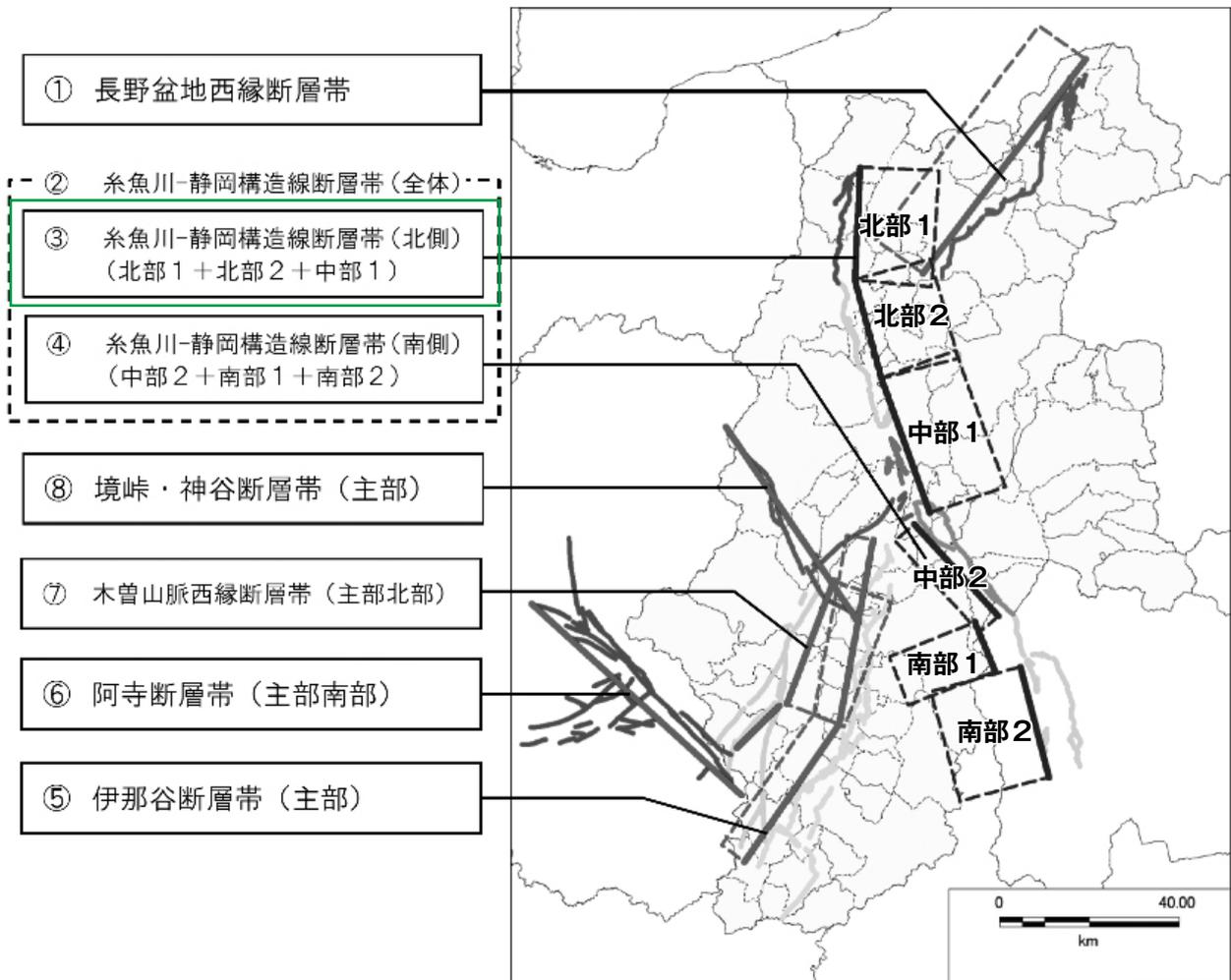
1 糸魚川－静岡構造線断層帯（北側）の推計結果

(1) 糸魚川－静岡構造線断層帯（北側）の地震の概要

「第3次長野県地震被害想定調査」において検討した想定地震のうち、「糸魚川－静岡構造線断層帯（北側）」を対象として、災害廃棄物発生量の推計を行いました。

「糸魚川－静岡構造線断層帯（北側）」は、「糸魚川－静岡構造線断層帯（全体）」のうち、小谷村から大町市に至る神城断層（北部1）、大町市から松本市に至る松本盆地東縁断層（北部2）、松本市から塩尻市に至る松本盆地東縁断層として解釈されている牛伏寺断層（中部1）からなります。

「第3次長野県地震被害想定調査」において検討した「糸魚川－静岡構造線断層帯（北側）」の断層位置を図資料. 1. 1に示します。



※糸魚川静岡構造線断層帯の活動区間においては、断層帯を構成する断層やそれらの位置・形状、周辺の地下構造、活動履歴に関して新たな知見が得られたことから、平成27年4月27日に、それまで「北部」、「中部」、「南部」の3つに区分されていたものを、「北部」、「中北部」、「中南部」、「南部」の4つの区分に改訂されました。「第3次長野県地震被害想定調査」において検討した「糸魚川－静岡構造線断層帯（北側）」は、改訂前の区分に基づいて設定されていることに留意が必要です。

図資料. 1. 1 長野県における主な活断層

出典：長野県「第3次長野県地震被害想定調査 報告書」（平成27年3月）を加筆修正

長さ約84kmの「糸魚川－静岡構造線断層帯（北側）」活動した場合、マグニチュード8.0となる（文部科学省研究開発局ほか，2010）と想定されています。「糸魚川－静岡構造線断層帯（北側）」の地震における本市の震度分布を以下に示します。

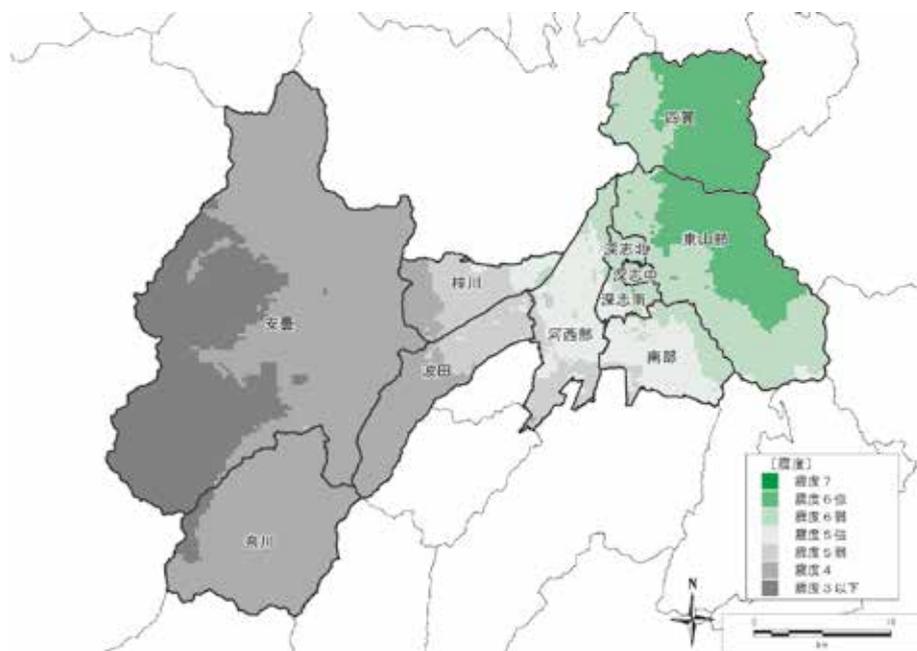


図 資料. 1. 2 「糸魚川－静岡構造線断層帯（北側）」の地震において想定される震度分布
出典：長野県「第3次長野県地震被害想定調査 報告書」（平成27年3月）を基に作成

(2) 災害廃棄物発生量の推計結果

「糸魚川－静岡構造線断層帯（北側）」の地震が発生した場合、本市全体で1,670棟が全壊・焼失すると想定され、その場合の災害廃棄物は、135,293トン発生すると推計しました。「糸魚川－静岡構造線断層帯（北側）」の地震が発生した場合の災害廃棄物発生量を表 資料. 1. 1 に示します。

表 資料. 1. 1 「糸魚川－静岡構造線断層帯（北側）」の地震における災害廃棄物発生量

(単位：t)

地区	木くず	コンクリートがら	金属くず	その他（残材）	合計
松本市全体	34,906	51,612	3,378	45,398	135,293
深志中	2,776	5,784	350	3,263	12,172
深志北	2,783	4,960	310	3,444	11,497
深志南	1,908	3,650	225	2,309	8,092
河西部	653	887	59	866	2,465
東山部	13,546	19,362	1,279	17,756	51,944
南部	516	657	45	693	1,910
四賀	12,329	15,841	1,078	16,528	45,776
安曇	34	39	3	47	123
奈川	20	23	2	28	73
梓川	183	228	16	247	674
波田	158	179	13	217	567

※数字は集計結果を四捨五入しているため、表中の数字の合計が合わない場合がある。

(3) 仮置場必要面積

県計画の方法に基づき推計した「糸魚川－静岡構造線断層帯（北側）」の地震における仮置場必要面積を表 資料. 1. 2 に示します。

表 資料. 1. 2 「糸魚川－静岡構造線断層帯（北側）」の地震における仮置場必要面積
(単位：㎡)

地区	可燃物	不燃物	合計
松本市全体	17,629	13,877	31,506
深志中	1,402	1,247	2,649
深志北	1,405	1,178	2,584
深志南	963	829	1,793
河西部	330	253	583
東山部	6,842	5,328	12,170
南部	260	196	456
四賀	6,227	4,698	10,924
安曇	17	13	30
奈川	10	8	18
梓川	93	69	162
波田	80	58	138

※可燃物：木くず、不燃物：コンクリートがら、金属くず、その他（残材）

※数字は集計結果を四捨五入しているため、表中の数字の合計が合わない場合がある。

(4) 選別後の廃棄物組成

「糸魚川－静岡構造線断層帯（北側）」の地震の場合における選別後の廃棄物組成を以下に示します。

表 資料. 1. 3 「糸魚川－静岡構造線断層帯（北側）」の地震における選別後の廃棄物組成
(単位：t)

地区	柱角材・角材	コンクリート	可燃物	金属くず	不燃物	土材系	合計
松本市全体	5,236	41,289	19,198	3,209	59,551	6,810	135,293
深志中	416	4,627	1,527	332	4,780	489	12,172
深志北	417	3,968	1,530	295	4,770	517	11,497
深志南	286	2,920	1,049	214	3,277	346	8,092
河西部	98	710	359	56	1,112	130	2,465
東山部	2,032	15,490	7,451	1,215	23,093	2,663	51,944
南部	77	526	284	43	877	104	1,910
四賀	1,849	12,673	6,781	1,024	20,970	2,479	45,776
安曇	5	31	19	3	58	7	123
奈川	3	19	11	2	35	4	73
梓川	28	182	101	15	312	37	674
波田	24	144	87	12	268	32	567

※数字は集計結果を四捨五入しているため、表中の数字の合計が合わない場合がある。

2 災害廃棄物処理（風水害）

(1) 概要

本市では、木曾山脈の駒ヶ岳の北にある茶臼山を源流とする奈良井川が、鎖川、田川等の合流しながら、市街地を流れ安曇野市との市境付近で梓川と合流し犀川となり、日本海へと続いています。市中心部にも、薄川、田川、女鳥羽川、大門沢川等が流れており、良質で豊富な水資源に恵まれています。一方で、災害との関係では、梅雨前線や夏期の台風の接近により大雨を降らせ、豊富な水資源に恵まれる地形特徴から、過去には床上浸水等の被害をもたらす災害が発生しています。大規模な風水害が発生した場合、浸水等の被害によって一時に大量の廃棄物（以下「水害廃棄物」という。）が発生し、平時と同じ廃棄物処理の対応が困難となります。そのため、事前に水害廃棄物対策に係る検討を行っておくことが重要です。

(2) 建物被害の整理

洪水災害による建物被害棟数の推計には、本編の「想定する災害」で設定した洪水浸水想定区域に示される浸水範囲及び浸水深をGISデータとして整理し、「第3次長野県地震被害想定調査」において整理された建物位置（建物ポリゴンデータ）を重ね合わせた図面を作成しました。

次に、建物中心位置での浸水深を抽出し、建物の被害区分（床上浸水：浸水深0.5m以上、床下浸水：0.5m未満）を判定し、建物被害棟数を集計しました。

表 資料. 2. 1 に被害区分別の建物棟数の集計結果を示します。

表 資料. 2. 1 洪水による被害区分別の建物被害棟数

（単位：棟）

地区	浸水被害	
	床上浸水	床下浸水
松本市全体	12,733	32,036
深志中	1,337	6,582
深志北	629	3,134
深志南	5,741	7,103
河西部	3,526	7,352
東山部	317	3,654
南部	512	3,541
四賀	0	0
安曇	0	0
奈川	0	0
梓川	395	476
波田	276	194

※数字は集計結果を四捨五入しているため、表中の数字の合計が合わない場合がある。

(3) 水害廃棄物発生量の推計方法

「長野県災害廃棄物処理計画」の方法に基づき、水害廃棄物発生量を地区ごとに推計しました。

表 資料. 2. 2 にし尿収集必要量の推計に用いたデータを示します。

算定式

$$\text{水害廃棄物発生量} = \text{被害区分別の建物棟数（床上浸水・床下浸水）} \times \text{1棟あたりの廃棄物発生量（原単位）}$$

表 資料. 2. 2 水害廃棄物発生量の推計に用いたデータ

使用データ	設定条件
被害区分別の建物棟数	国土交通省及び長野県に示される浸水範囲、浸水深をもとに集計した床上・床下浸水棟数（表 資料. 2. 3参照）
1棟あたりの廃棄物発生量（原単位）	「長野県災害廃棄物処理計画」（p. 23）に示された原単位 環境省「災害廃棄物対策指針【技1-11-1-1】」（p. 9）を参考に設定された原単位 床上浸水（t/棟）：4. 60、床下浸水（t/棟）：0. 62

(4) 水害廃棄物発生量の推計結果

表 資料. 2. 3 に水害廃棄物発生量の推計結果を示します。

表 資料. 2. 3 洪水による被害区分別の建物被害棟数

（単位：t）

地区	水害廃棄物発生量		
	床上浸水	床下浸水	合計
松本市全体	58, 572	19, 862	78, 435
深志中	6, 152	4, 081	10, 233
深志北	2, 892	1, 943	4, 835
深志南	26, 410	4, 404	30, 813
河西部	16, 219	4, 558	20, 778
東山部	1, 456	2, 266	3, 722
南部	2, 356	2, 195	4, 551
四賀	0	0	0
安曇	0	0	0
奈川	0	0	0
梓川	1, 819	295	2, 114
波田	1, 268	120	1, 389

※数字は集計結果を四捨五入しているため、表中の数字の合計が合わない場合がある。

(5) 水害廃棄物処理フロー

表 資料. 2. 2 に示す災害廃棄物は、被災現場におけるものであり、これら廃棄物の多くは混合状態であるため、そのままでは材料としてリサイクルすることも、可燃物として焼却することもできません。そのため、処理処分方法の検討にあたっては、破碎及び選別を行った後の廃棄物組成を推計する必要があります。

破碎・選別後の廃棄物組成は、第16回廃棄物学会論文「福井豪雨に伴う水害廃棄物の処理について」を参考に、水害廃棄物の処理フローを作成しました。

〔破碎処理量〕

水害廃棄物は、発生現場にて粗選別、1次仮置場にて分別保管を経て、2次仮置場にて破碎・選別を行った後、処理・処分されます。分別保管の状態は図 資料. 2. 1 に示す9分類を想定しています。

福井豪雨災害（平成16年7月）では、「畳」を重機にて破碎し、「長物等」及び「木くず・可燃粗大ごみ」のうち、再利用・再資源化の困難なものを移動式破碎機にて処理し、「その他ごみ」を振動ふるい・磁選機により土砂や鉄粉を除去後、破碎機にて処理されました。

本計画では、「畳」、「長物等」、「木くず・可燃粗大ごみ」、「その他ごみ」を破碎対象物に設定しました。

〔焼却処理量〕

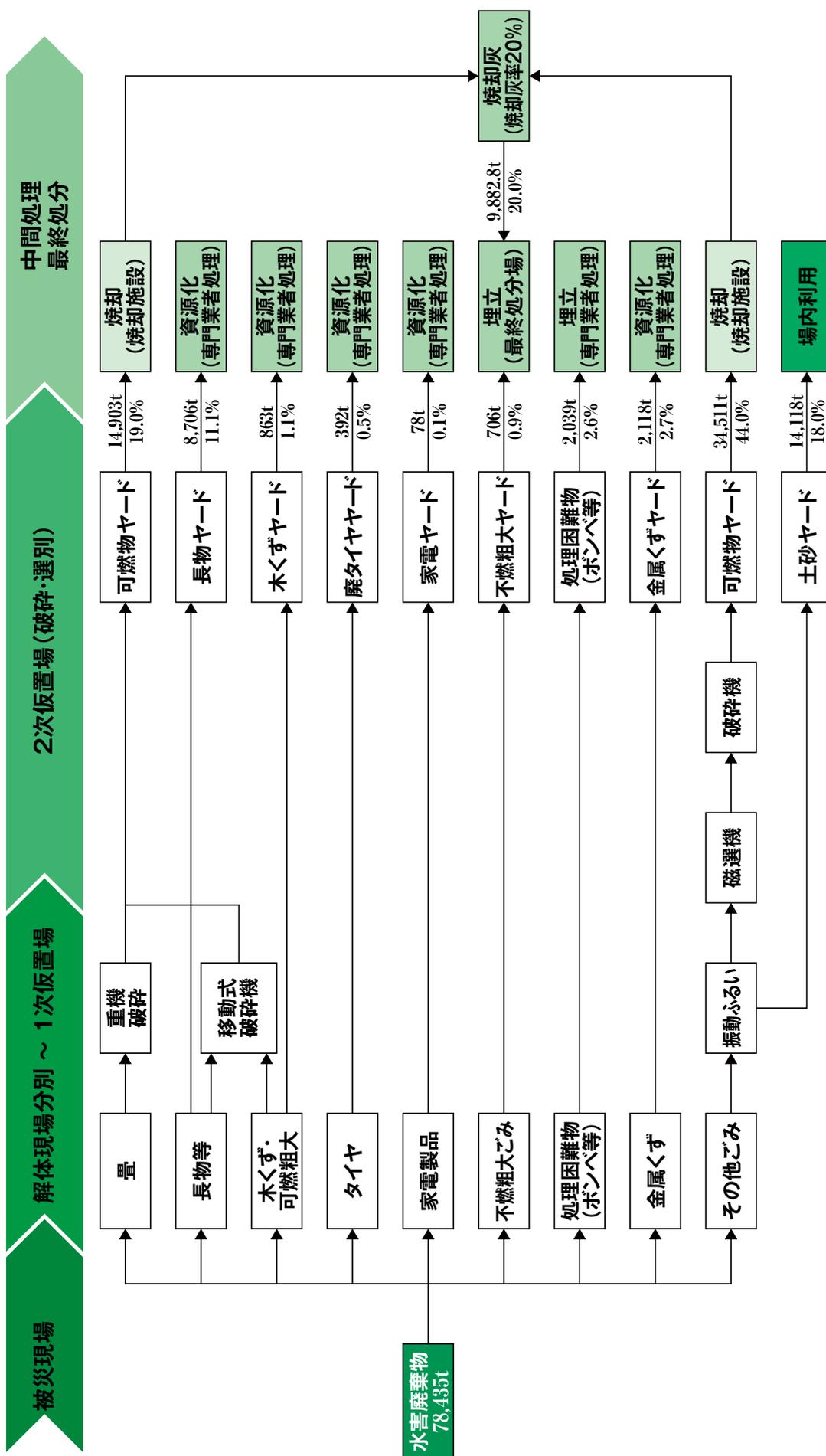
福井豪雨災害では、「畳」、「長物等」及び「木くず・可燃粗大ごみ」のうち、再利用・再資源化の困難なもの、そして「その他ごみ」を破碎し、可燃物ヤードに仮保管後、一般廃棄物処理施設にて処理されました。

本計画では、可燃物ヤードに仮保管されたものを焼却対象物に設定しました。

〔最終処分量〕

福井豪雨災害では、可燃物ヤード、土砂ヤードに仮保管されたもの以外は、「専門業者処理」となっています。

本計画では、「不燃粗大ごみ」、「処理困難物」を埋立対象としました。また、振動ふるい下の「土砂」は、最終処分場での覆土材等に利用すると仮定しました。さらに、焼却処理後の焼却灰（焼却灰率20%）は、最終処分場に搬入されるものとなりました。



図資料. 2. 1 水害廃棄物の処理フロー

3 仮設トイレ等の備蓄状況

避難所におけるトイレ整備は、被災者の健康維持及び感染症予防のために重要な施設です。このため、現地での処理や備蓄性等、災害用トイレごとの特徴を考慮し、被災地の状況に合わせた設備・処理方法を選択します。

表 資料. 3. 2 に一般的な災害用トイレ等の種類と特徴を示します。

表 資料. 3. 1 一般的な災害用トイレの種類と本市の備蓄状況

名称	数量 合計使用回数（容量）	備考
携帯トイレ	257,500個 257,500回	便座がなく、既設トイレの便座に袋を設置し、使用後はし尿をパックし処分するタイプ。1箱100個入りで保管。
簡易トイレ	50個 5,000回	便座があり、室内に設置可能で持ち運びができるタイプ。し尿をパックし処分するタイプ。
組立トイレ (便槽型)	15個 3,000L	災害時に組み立て、屋外に設置する便槽付のタイプ。マンホール型としても使用可能。

表 資料. 3. 2 災害用トイレの種類と特徴

名称	特徴	概要	現地での処理	備蓄性 ※
携帯トイレ	吸収シート方式 凝固剤等方式	最も簡易なトイレ。調達の容易性、備蓄性に優れる。	保管・回収	◎
簡易トイレ	ラッピング型 コンポスト型 乾燥・焼却型等	し尿を機械的にパッキングする。設置の容易性に優れる。	保管・回収	○
組立トイレ	マンホール直結型	地震時に下水道管理者が管理するマンホールの直上に便器及び仕切り施設等の上部構造物を設置するもの（マンホールトイレシステム）。	下水道	○
	地下ピット型	いわゆる汲み取りトイレと同じ形態。	汲取り	○
	便槽一体型	—	汲取り	○
ワンボックストイレ	簡易水洗式非水洗式	イベント時や工事現場の仮設トイレとして利用されているもの。	汲取り	○
自己完結型	循環式	比較的大型の可搬式トイレ。	汲取り	△
	コンポスト型		コンポスト	△
車載トイレ	トイレ室・処理装置一体型	平ボディトラックでも使用可能な移動トイレ。	汲取り－下水道	△

※備蓄性の基準：◎省スペースで備蓄、○倉庫等で備蓄できる、△一定の敷地が必要

出典：環境省「災害廃棄物対策指針【技1-20-17】し尿・生活排水の処理」（平成26年3月）を加筆修正

4 計画に使用した各種データ

本計画に使用した各種データの概要を表 資料 4.1 に示します。

表 資 4.1 計画に使用したデータ (1)

名称	運営・作成団体	掲載先URL	概要
災害廃棄物対策指針情報ウェブサイト	環境省	http://www.env.go.jp/recycle/waste/disaster/guideline/index.html	災害廃棄物対策指針に加え、災害廃棄物処理計画策定に役立つ技術資料等が掲載されており、キーワードや災害種別による検索が可能。
災害廃棄物対策関連情報	環境省	http://www.env.go.jp/recycle/waste/disaster/	災害廃棄物対策に係る国検討会の経過や、災害等廃棄物処理事業費補助金及び廃棄物処理施設災害復旧費補助金の要綱・要領及び補助事業に係るマニュアルを掲載。
災害廃棄物対策情報サイト	環境省	http://kouikishori.env.go.jp/	環境省等による災害廃棄物対策の取組、過去の災害廃棄物処理の記録等を掲載。
災害廃棄物対策フォトチャンネル～大規模災害時の災害廃棄物対策の記録	環境省	http://kouikishori.env.go.jp/photo_channel/	自然災害（津波・高潮・地震・水害等）により発生した災害廃棄物の処理の写真を公表している。オープンデータとして二次利用。
災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（改訂版）	環境省	https://www.env.go.jp/press/104593.html	災害時において石綿の飛散防止対策に当たる自治体、建築物所有者、解体等工業者、廃棄物処理業者等の参考となるよう、各主体の実施事項等を取りまとめたマニュアル。
石綿含有廃棄物等処理マニュアル（第2版）	環境省	http://www.env.go.jp/recycle/misc/asbestos-dw/	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定により特別管理産業廃棄物に指定された廃石綿等及び石綿含有廃棄物について、その適正な処理を確保するために行わなければならない事項等を廃棄物処理法及びその政省令等に基づいて具体的に解説したマニュアル。
「巨大災害により発生する災害廃棄物の処理に自治体はどう備えるか～東日本大震災の事例から学ぶもの～」	環境省東北地方環境事務所	http://tohoku.env.go.jp/to_2015/post_19.html	東北地方環境事務所が、東日本大震災での災害廃棄物処理で得られた知見や経験を共有し、全国の地方自治体の災害廃棄物処理担当職員に活用することを目的として、被災自治体に対して行ったヒアリング結果を取りまとめた報告書。

表 資 4. 1 計画に使用したデータ (2)

名称	運営・作成団体	掲載先URL	概要
災害廃棄物情報プラットフォーム	国立研究開発法人国立環境研究所	http://dwasteinfo.nies.go.jp/index.html	全国の自治体の災害廃棄物処理計画や災害廃棄物処理計画策定に役立つ資料に加え、過去に発生した災害に関するレポートも掲載。また、新着情報メール配信サービスを提供している。
災害廃棄物分別・処理戦略マニュアル Ver. 2-Re 3	一般社団法人廃棄物資源循環学会「災害廃棄物対策・復興タスクチーム」	http://eprc.kyoto-u.ac.jp/saigai/report/2011/04/001407.html	専門家からなるタスクチームが、東日本大震災における災害廃棄物処理現場での活用を目的として、分別・処理の留意点等を取りまとめたマニュアル。本計画では、このマニュアルを加筆修正して出版された「災害廃棄物分別・処理事務マニュアル－東日本大震災を踏まえて」での内容も使用している。
東日本大震災津波により発生した災害廃棄物の岩手県における処理の記録	岩手県	http://www.pref.iwate.jp/kankyuu/saihai/33788/033328.html	今後も起こり得る巨大災害への備えとして、東日本大震災による災害廃棄物処理の取組から得られた知見、課題への対応状況、提言等を取りまとめた記録誌。
長野県地震被害想定調査報告書	長野県 (危機管理部)	https://www.pref.nagano.lg.jp/bosai/higaisotei.html	県、市町村、地域の防災対策の基礎資料として、平成27年3月に作成された報告書 県民・自主防災組織向けの学習資料も掲載。
長野県災害廃棄物処理計画<第1版>	長野県 (環境部)	https://www.pref.nagano.lg.jp/haikibut/kurashi/recycling/shisaku/saigai-kekaku.html	環境省の「災害廃棄物対策指針」を踏まえ、長野県地域防災計画及び市町村地域防災計画と整合をとりながら、災害時における廃棄物の処理に関して、対応すべきと考えられる基本的な事項を定めた計画。

5 環境審議会・専門部会委員名簿

(1) 松本市環境審議会委員名簿

役職	氏名	選出分野等	備考
	金沢 謙太郎	信州大学全学教育機構基幹教育センター 環境社会学 教授	
	上條 公也	松本商工会議所 常務理事	
	桐原 俊郎	松本市消費者の会（環境部会部員）	
	倉澤 聡	公募委員	平成30年6月30日まで
	高村 幸典	公募委員	
副会長	田口 悦久	松本市町会連合会（副会長）	
	茅野 恒秀	信州大学人文学部人文学科文化情報論・社会学 准教授	
	中澤 朋代	松本大学総合経営学部・観光ホスピタリティ学科 准教授	
	中野 圭一	環境省中部山岳国立公園管理事務所（所長）	
	中野 繭	公募委員	平成30年7月1日から
会長	野見山 哲生	信州大学医学部衛生学・公衆衛生学 教授	
	藤森 芳史	松本市医師会（理事）	
	松澤 幹夫	松本ハイランド農業協同組合（代表理事 専務理事）	
	松山 紘子	公募委員	
	傳田 克己	長野県松本地域振興局（環境課長）	
	宮崎 敏孝	元信州大学農学部 准教授	
	宮澤 信	長野県地球温暖化防止活動推進員、公害防止管理者等	
	宮下 敏	松本市校長会（大野川小中学校長）	
	村上 さよ子	公募委員	
	村上 真一郎	長野県松本警察署（生活安全第二課長）	
	山田 信司	松本市環境衛生協議会連合会（会長）	

（五十音順・敬称略）

(2) 松本市災害廃棄物処理計画策定専門部会委員名簿

役職	氏名	選出分野等	備考
	梅崎 健夫	信州大学工学部水環境・土木工学科 教授	
副部会長	桐原 俊郎	松本市消費者の会（環境部会部員）	松本市環境審議会委員
	高村 幸典	公募委員	松本市環境審議会委員
部会長	野見山 哲生	信州大学医学部衛生学・公衆衛生学 教授	松本市環境審議会委員
	宮澤 信	長野県地球温暖化防止活動推進員、公害防止管理者等	松本市環境審議会委員
	山田 信司	松本市環境衛生協議会連合会（会長）	松本市環境審議会委員

（五十音順・敬称略）

6 用語解説

ア行

■石綿

天然にできた鉱物繊維。極めて細い繊維で、熱、摩擦、酸やアルカリにも強く、丈夫で変化しにくいという特性があり、建材（吹き付け材、保温・断熱材、スレート材等）、摩擦材（自動車のブレーキライニングやブレーキパッド等）、シール断熱材（石綿紡織品、ガasket等）等の様々な工業製品に使用されてきました。しかし、発がん性が問題となり、現在では、原則として製造・使用等が禁止されています。

■石綿含有形成板

セメント等とともに成形された石綿含有建材で、耐熱性、耐久性等の優れた性質から、建築物の内装、外装、屋根材等として広く使用されてきました。飛散性石綿規制の強化に従い、建材業界の自主的な取組みにより、順次石綿を使用しない建材に代替されてきましたが、労働安全衛生法施行令の改正により、平成16年（2004年）10月1日から製造、販売及び輸入が禁止され、全て代替されました。

■石綿作業主任者

労働安全衛生法に定められた作業主任者のひとつであり、①作業に従事する労働者が粉じんにより汚染され、又はこれを呼吸しないように、作業の方法を決定し、労働者を指揮し、②局所排気装置、プッシュプル型換気装置、粉じん装置その他労働者が健康障害を受けることを予防するための装置を1ヶ月を超えない期間ごとに点検、③保護具の使用状況の監視を行います。石綿作業主任者技能講習を修了した者の中から事業者により選任されます。

■石綿診断士

一般社団法人JATI協会の資格であり、どこに石綿が使用されているのかの診断、使用されている石綿の処理要否判断、石綿含有製品等の処理工事に関する、適正工事のチェック診断を行うことを主な目的としています。なお、資格取得の際に習得した知識により石綿含有製品等の処理工事に従事する作業員に対する教育を行う事も可能です。

カ行

■仮設トイレ

一時的に設置される簡易式のトイレ。組み立てる必要のないボックス型や、使用時に組み立て

る組立型があります。

■家電リサイクル法

一般家庭や事務所から排出された家電製品（エアコン、テレビ（ブラウン管、液晶・プラズマ）、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機）から、有用な部分や材料をリサイクルし、廃棄物を減量するとともに、資源の有効利用を推進するための法律です。

■可燃性ガス

空気中又は酸素中で燃えるガス。代表的なガスは、水素、メタン、プロパン、イソブタン等が挙げられます。可燃性ガスには、ある一定の濃度のガス量と酸素が存在している状態で着火すると爆発するという性質があり、ガス爆発事故の原因物質となっています。

■環境モニタリング

環境への影響項目（大気質、騒音・振動、臭気、水質）を測定し、災害廃棄物の処理による周辺的生活環境への影響を監視することです。

■緊急輸送道路

災害直後から、避難・救助をはじめ、物資供給等の応援活動のために、緊急車両の通行を確保すべき重要な路線で、高速自動車国道や一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路のことです。

①第1次緊急輸送道路ネットワーク

県庁所在地、地方中心都市及び需要港湾、空港等を連絡する道路

②第2次緊急輸送道路ネットワーク

第1次緊急輸送道路と市町村役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、主要駅、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、自衛隊等）を連絡する道路

③第3次緊急輸送道路ネットワーク

その他の道路

サ行

■CCA処理木材

木材の防腐・防蟻を目的としてCCA（クロム・銅・ヒ素化合物系木材防腐材）を木材内部に加圧注入処理したものです。

■災害対策基本法

昭和34年の伊勢湾台風災害を教訓にして、防災関係法令の一元化を図るために制定された法律。国土並びに国民の生命、身体及び財産から災害を保護するため、防災に関し、国、地方公共団

体及びその他の公共機関を通じて必要な体制を確保し、責任の所在を明確にするとともに、防災計画の作成、災害予防、災害応急対策、災害復旧及び防災に関する財政金融措置その他必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、もって社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的としています。

■災害廃棄物処理実行計画

災害により発生した災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するため、発災後において地方公共団体が策定する計画です。災害廃棄物の発生量、処理体制、処理方法、処理フロー、処理スケジュール等を整理したもので、地方公共団体は災害の規模に応じて具体的な内容を示します。

■災害廃棄物対策指針

東日本大震災の経験を踏まえ、地方公共団体が行う災害廃棄物処理計画の策定等の指針となるものとして平成26年3月に策定されました。策定後、平成27年9月関東・東北豪雨や平成28年熊本地震等の災害が発生し、多くの教訓が備蓄されたことから、平成30年3月に改定版が策定されました。

■敷鉄板

軟弱地盤等における足場確保、作業場の路面養生、作業資材置場、工事現場の資材搬入路の確保、重機作業の足場確保等、工事施行のあらゆる場面で使用される地面に敷き並べる鉄板のことです。

■磁選

磁力を利用して磁性の異なる物質を分離する選別の方法です。

■遮水シート

耐水性・耐久性に優れたシート。地面上にシートを敷設することにより、有害物質を含む液体が地下に染み込むことによる土壤の汚染を防ぐ役割を持ちます。

■振動ふるい

振動により装着された網（スクリーン）の上の処理物を拡散させながら移動させ、網目でふるい落としを行うことにより、粒径差を利用して選別を行う機械のことです。

夕行

■ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン（PCDD）、

ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）、コプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB、又はダイオキシン様PCBとも呼ばれています。）の総称。ダイオキシン類は、通常は無色の固体で、水に溶けにくく、蒸発しにくい反面、脂肪等には溶けやすいという性質を持っています。また、ダイオキシン類は他の化学物質や酸、アルカリにも簡単に反応せず、安定した状態を保つことが多いですが、太陽光の紫外線で徐々に分解されると言われています。主な発生源は、ごみ焼却による燃焼ですが、その他に、製鋼用電気炉、たばこの煙、自動車排出ガス等の様々な発生源があります。

■大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針

東日本大震災及び近年発生した比較的規模の大きい災害の教訓・知見やこれまでの取組の成果を踏まえ、大規模災害時において、災害廃棄物に関わる関係者が担うべき役割や責務を明確化し、関係者による連携・協力体制を構築することにより、“オールジャパンでの対応”の実現を目的として策定されました。

■地域防災計画

災害対策基本法に基づき、発災時又は事前に地方公共団体が実施すべき災害対策に係る実施事項や役割分担等を規定した計画です。

■中部ブロック協議会

災害廃棄物対策についての情報共有を行うとともに、県域を越えた連携が必要となる災害時の廃棄物対策に関する広域連携について検討するため、環境省中部地方環境事務所が中心となって設置した協議会で、中部ブロックの範囲は、富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県及び滋賀県です。

■D. Waste-Net（災害廃棄物処理支援ネットワーク）

国の災害廃棄物対応力を向上させるため、環境大臣が災害廃棄物対策のエキスパートとして任命した有識者、技術者、業界団体等で構成される組織。地方公共団体における平時の備えと、発災後の災害廃棄物の処理を支援します。

■道路用鉄鋼スラグ（HMS）

高炉スラグ及び製鋼スラグを破碎・整粒し舗装用素材として製造されるもので、それぞれを単体又は混合して製造される路盤材や、製鋼スラグから製造されるアスファルト混合物用骨材として使用されています。代表的な鉄鋼スラグ路盤材である水硬性粒度調整スラグ「HMS-2.5」は、長期にわたって硬化するため、その特長を活かした利用により一般の碎石（粒度調整碎石）よりも舗

装厚を薄くすることができます。また、施工直後の交通解放が可能、作業中に雨が降り出した場合にも路盤の締め固め作業が続行可能等、良好な施工性も高く評価されています。

■土壤汚染

有害物質の不適切な取り扱い等により、有害物質を含む液体が地下に染み込むことにより土壌が汚染されることをいいます。

■土木シート

ポリエステル繊維の持つ強度・耐久性を生かしたシート。柔軟性に富み、地盤になじみやすく、また、軽量のため取扱いが容易であり、透水性においても優れたフィルター機能を有しています。このため、道路建設、造成・河川等の各種土木工事の様々な用途に使用されています。

■トロンメル（円筒形の回転式ふるい）

回転ふるいによる粒度選別機のこと。破碎及び磁選後の廃棄物をこの装置に通すと粒度差によって可燃物と不燃物に選別することができます。

ナ行

■長野県災害廃棄物処理計画

環境省の「災害廃棄物対策指針」を踏まえ、長野県地域防災計画及び市町村地域防災計画と整合をとりながら、災害時における廃棄物の処理に関して、対応すべきと考えられる基本的な事項を定めた計画です。

ハ行

■PCB廃棄物

ポリ塩化ビフェニル（PCB）、ポリ塩化ビフェニルを含む油又はポリ塩化ビフェニルが塗布され、染み込み、付着し、もしくは封入された物が廃棄物となったもの（環境に影響を及ぼすおそれの少ないものとして政令で定めるものを除く）をいいます。PCB廃棄物は、難分解性で人の健康及び生活環境に係る被害を生ずるおそれがあることから、特別管理産業廃棄物に定められています。平成13年6月に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」（以下「PCB特別措置法」という）が定められ、事業者が保管しているPCB廃棄物は、自ら処分し、又は、処分を他人に委託しなければならないことになっています。なお、当初PCBの処理期限は、平成28年7月とされていましたが、平成24年12月にPCB特別措置法施行令の一部改正があり、PCBの処理期限は平成39年3月31日と定められまし

た。

■便乗ごみ

災害廃棄物の回収に便乗した、災害とは関係のない通常ごみ、事業ごみ、危険物等のことです。

■粉じん

物の破碎や堆積等により発生し、又は飛散する物質をいいます。大気汚染防止法では、人の健康に被害を生じるおそれのある物質を「特定粉じん（現在、石綿を指定）、それ以外の粉じんを「一般粉じん」として定めています。

■浮沈分離

水又は水溶液を用いて比重差を利用し分離する選別。阪神・淡路大震災では、選別された混合廃棄物を更にながれき類と木くず類に選別する効果的な方法として、浮沈分離法が用いられました。

■防塵マスク

空気中に浮遊する粒子状物質（粉じん等）の吸入により生じるじん肺等の疾病を予防するために使用するマスクのことです。

マ行

■マルチング

作物や植物の株元の地表面をビニールシートやポリフィルムシート、藁等で覆うことです。